

■ 申請手数料等について

Q. アマチュア局を開設する場合の免許申請手数料を教えてください。

A. ①申請書類の場合

50W以下 4,300円 (収入印紙)

50W超 8,100円 (収入印紙)

※収入印紙は最寄りの郵便局で購入出来ます。額面は過不足のないようにしてください。

②電子申請の場合

50W以下 2,900円 (電子納付)

50W超 5,500円 (電子納付)

※審査が終わると免許申請手数料の通知が届きますので、指示に従って振込みを行います。

Q. 再免許申請手数料はいくらですか？

A. ①申請書類の場合 3,050円 (収入印紙)

②電子申請の場合 1,950円 (電子納付)

※空中線電力による手数料の区別はありません。

Q. 無線局免許状を紛失してしまいました。再交付の手数を教えてください。

A. 1,300円です。(収入印紙)

Q. 無線従事者免許証(顔写真があるもの)を紛失してしまいました。再交付出来ますか？

A. 再交付できます。この用紙は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)もしくは、お近くのアマチュア無線機器販売店でご購入ください。

商品名は「無線従事者免許証(再交付・訂正)申請書」(税込み324円)。

JARL販売品 http://www.jarl.org/Japanese/9_Hanbai/sinsei.htm

Q. 収入印紙の額面が丁度の額にならず100円分多いのですが大丈夫ですか？

A. 貼付した収入印紙の額面が100円多い場合、収入印紙の近くに「過納承諾」と記載し認印を押してください。認印は収入印紙にかからないようにしてください。

Q. 収入印紙には割印をするのですか？

A. 割り印は絶対にしないでください。

Q. 収入印紙は、どこで購入できますか？

A. 収入印紙は郵便局で購入出来ます。

コンビニエンスストアなどでも販売しているところもありますが、額面どおりの収入印紙があるか確認してください。

■ 開局申請

Q. アマチュア無線局の開局申請をしたいのですが用紙はどこで購入出来ますか？

A. 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)もしくは、お近くのアマチュア無線機器販売店で購入することができます。

商品名は「アマチュア局個人・社団用開局用紙」(税込み1,026円)。

JARL販売品 http://www.jarl.org/Japanese/9_Hanbai/sinsei.htm

開局申請の用紙をダウンロードする場合

- ・アマチュア局の無線設備の保証願書

<http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/kaisetsu.pdf>

- ・免許申請書

http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/menkyo_shinseisho.pdf

- ・無線局事項書及び工事設計書

http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/kaikyoku_jikousho_koujisekkeisho.pdf

Q. 無線局免許状が失効して1年以上過ぎています。もう一度、アマチュア無線局を復活させたい場合の手続きを教えてください。

A. 開局申請の手続きを行ってください。

現在、所持しているトランシーバーで新たに開局申請を行ってください。

過去に許可された申請内容と同じである必要はありません。

Q. 無線局免許状が失効してから数年立ちますが、以前のコールサインを貰うことが出来ますか？

A. 現在、再割り当てが行われている地域は、関東、東海、近畿、九州管内のみです。また、関東管内のうち7から始まるもの及び社団局コールサインは再割り当てを行っておりません。

管轄する総合通信局にそのコールサインが空いているかどうかを電話で確認し、空いていることが確認できましたら、旧コールサインを証明する書類を用意し、開局の手続きを行ってください。

(問合先)

関東総合通信局 陸上第三課 03-6238-1937

東海総合通信局 陸上課 052-971-9622

近畿総合通信局 陸上第三課 06-6942-8564

九州総合通信局 陸上課 096-326-7865

Q. 旧コールサインを証明する書類とは何ですか？

A. 次の書類が旧コールサインの証明として使用可能です。

- ・無線局免許状のコピー

(無線局免許状はその効力を失った場合、1ヶ月以内に返納しなければなりません。返し忘れていたならば、その無線局免許状の原本を旧コールサインの証明として提出してください。)

- ・ J A R L 発行の局名録に掲載されている該当ページのコピー(プリフィックスも確認出来るもの)
 - ・ J A R L が発行する「コールサイン確認書」
- ※プリフィックスとは、コールサインの最初の文字などのことを言い、国と地域を表しています。
- (例) J A 1、J A 9、7 K 4、8 J 5

■ 再免許申請

Q. 無線局免許状の有効期間があと3ヶ月で失効します。継続するにはどのような手続きを行うのですか？

A. 免許の有効期間の1ヶ月前までに「再免許申請」を行ってください。

申請用紙で行う場合には、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(J A R L)から販売されているアマチュア局再免許用紙を購入して手続きを行ってください。

総務省電子電波利用電子申請・届出システム L i t e から申請を行う事も可能ですが、事前にユーザー登録が必要となり、管轄の総合通信局から I D とパスワードが届いてからの申請となりますから余裕を持って手続きを行ってください。

Q. 再免許申請はいつから申請出来ますか？

A. 再免許申請は免許の有効期間1年前から申請が出来ます。

1年前から再免許申請を行うと、再免許申請の手続きを行ったことを忘れてしまう方もいますのであまり早くに行わない方が良くも知れません。目安としては、有効期限の3ヶ月前くらいに前に手続きを行う方が良いでしょう。

Q. 免許の有効期間を迎える前に通知など連絡はありますか？

A. 管轄する総合通信局から「アマチュア無線免許の再免許申請手続きのお知らせ」のハガキが郵送されてきます。このハガキには、再免許申請の提出期限が記載されていますから、その期限を超えないように気を付けてください。

Q. 再免許申請の手続きの際に、トランシーバーの取替・増設・変更及び住所変更などの手続きを行うことは出来ますか？

A. 再免許申請は、現在許可されている内容を継続する手続きのため変更の手続きは出来ません。

Q. アマチュア無線局の再免許申請を行いたいのですが用紙はどこで購入出来ますか？

A. 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(J A R L)もしくは、お近くのアマチュア無線機器販売店で購入することができます。

商品名は「アマチュア局再免許用紙」(税込み391円)。

J A R L 販売品 http://www.jarl.org/Japanese/9_Hanbai/sinsei.htm

■ アマチュア局の保証

Q. J A R L登録機種の一覧はありますか？

A. J A R L登録機種の一覧表は次のURLをクリックしていただければPDFファイルでご覧になれます。ここに掲載されたJ A R L登録機種は、アマチュア局の保証を申し込む際に送信機系統図(ブロックダイヤグラム)の提出は不要です。

JARL 登録機種一覧表

http://www.jarl.or.jp/hosho/contents/data/jarl_tourokukishu_ichiranhyou.pdf

Q. 開局の申込みをしたいのですが、技術基準適合証明及び工事設計認証機種がそれぞれ1台、古い無線機(J A R L登録機種)が1台あります。保証の料金はいくらですか？

A. 保証料は4,000円です。

J A R L登録機種のみとなります。同時に申請される技術基準適合証明機種も保証願書や工事設計書にその記号番号を記載してください。

Q. 保証対象の送信機を2台増設する場合の保証料を教えてください。

A. 保証対象の送信機が2台ですから、保証料は5,000円です。

Q. 現在、移動する局で免許を受けていますが、第二級アマチュア無線技士を取得したので技術基準適合証明機種100Wのトランシーバーを購入しました。現在の無線局免許状にこの100Wのトランシーバーを増設したい。

A. 現在の「移動する局」の無線局免許状に100Wのトランシーバーを増設する場合、技術基準適合証明機種であっても「移動範囲の変更」となるためアマチュア局の保証が必要となります。

なお、この場合、移動する局として免許を受けていたトランシーバーも移動して運用することは出来ません。

100Wの送信機のみで開局の申請を行うことにより、移動する局の無線設備は今までどおりに運用することは出来ます。100Wの送信機で開局申請を行う場合、無線局事項書及び工事設計書の備考欄に現在許可されている免許の番号及び呼出符号を記載します。アマチュア局を2局所持することになりますから電波使用料はそれぞれの応当日前後に請求が来ます。

Q. 海外製のトランシーバーを購入したのですが、60mバンド(5MHz)が発射可能なのですが、保証を受けることができますか？

A. 5MHz帯が発射可能なトランシーバー(送信機)及び日本国内で許可されていない周波数が発射可能なものは保証いたしません。

この周波数帯が発射出来ないように措置を行っていただき、改造前と改造後の写真、改造内容を具体的に説明した書面を送信機系統図とともに提出してください。

Q. 海外製のトランシーバーを購入しました。5MHz帯の周波数が発射出来ないことのメーカー証明書が添付されていますが、提出はコピーでも良いですか？

A. 証明書に送信機の製造番号が記載されているものであればコピーでも結構です。
なお、審査時において証明書の原本を必要とする場合には、原本の提出を求めることがあります。

Q. 自作した送信機を申請したいが、何を提出すれば良いですか？

A. 送信機系統図を提出してください。送信機系統図内には発振周波数から目的の周波数までの生成過程を記載してください。
また、各ブロックには使用している素子の名称・個数を明記し、一般的ではない素子の場合、その素子のデータシートも提出してください。

■ 申請書類の書き方

Q. JARL登録機種の工事設計書の記載方法を教えてください。

A. 送信機の取扱説明書に工事設計書の記載方法が掲載されていますので、参考にして工事設計書の各項目を記載してください。

なお、記載時には次の点にご注意ください。

- ・技術基準適合証明番号欄には何も入力しないでください。
- ・電波の型式の表示方法が改正されています。

(例) 旧表示 新表示

A 3 J → J 3 E

F 3 → F 3 E

A 3 → A 3 E

A 1 → A 1 A

- ・定格出力には送信機の定格出力を記載してください。(古い送信機の場合、取扱説明書には「入力電力」が記載されていますのでお間違えのないようにしてください。)

送信機の取扱説明書をお持ちではない方は、製造機器メーカーのWebもしくはお問い合わせ先で確認出来ます。

Q. 海外製のトランシーバーを購入したのですがその申請方法を教えてください。

A. 保証願書の「送信機の名称等」欄にはメーカー名及び製品名を記載していただき、申請書の他に送信機の送信機系統図の添付が必要です。工事設計書にはそのトランシーバーに関する工事設計書を記載してください。

なお、送信機系統図は、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を生成する方法を記載したものを、日本工業規格A列4番の用紙により提出してください。また、終段管について、インターネットにて容易に検索出来ないもの場合、そのデータシートを添付してください。

Q. 工事設計書の電波の型式の記載方法について教えてください。

A. 工事設計書の「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」欄は、発射可能な電波の型式と周波数の関係が判るように記載してください。

(例1)

A3E,J3E 3.5、3.8、7、21、24MHz 帯

A3E,J3E,F3E 28、50MHz 帯

(例2)

F2D,F3E 144MHz 帯

F2D,F3E 430MHz 帯

※工事設計書内には、一括記載コード(4HA、2HC等)は記載しないでください。

Q. 送信機を1台増設するが、保証願書及び工事設計書には既に許可された送信機も記載しなければならないのか。

A. 装置番号を記載の上、今回、増設する送信機のみを記載してください。

Q. 既に許可を受けている技術基準適合証明機種にブースタを接続する場合の「16工事設計書」の記載方法を教えてください。

A. 装置の区別 … 既に許可を受けている送信機の番号を記載します。

変更の種別 … 「変更」を選択します。

技術基準適合証明番号 … 送信機の技術基準適合証明番号を記載します。

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲 … 送信機の発射可能な電波の型式及び周波数帯を記載します。(例) F3E 430MHz 帯

変調方式 … 電波の型式の変調方式を記載します。

終段管 … 名称個数欄は送信機及びブースタの終段管名称・個数を記載します。

(例) RD-70HVF1×1, (ブースタ) 2SC3102×1

定格出力 … 送信機の定格出力及びブースタの定格出力を記載します。

(例) 10, (ブースタ) 45

Q. 送信機をJARL登録機種に取り替える場合の「16工事設計書」の記載方法を教えてください。

A. 装置の区別 … 取り替える送信機番号を記載します。

変更の種別 … 「取替」を選択します。

技術基準適合証明番号 … この欄は何も記載しません。

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲 … 送信機の発射可能な電波の型式及び周波数帯を記載します。

(例) A1A, J3E, A3E, F3E 50MHz 帯

変調方式 … 電波の型式の変調方式を記載します。

(例) J3E 平衡変調

A 3 E 低電力変調

F 3 E リアクタンス変調

終段管 … 名称・個数欄は送信機に使用されている終段管の名称とその個数を記載します。

(例) M57735×1

定格出力 … 送信機の定格出力を記載します。

(例) 10

■ 変更申請

Q. アマチュア無線局の変更申請をしたいのですが用紙はどこで購入出来ますか？

A. 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)もしくは、お近くのアマチュア無線機器販売店で購入することができます。

商品名は「アマチュア局変更用紙一式」(税込み1,188円)。

JARL販売品 http://www.jarl.org/Japanese/9_Hanbai/sinsei.htm

変更申請の用紙をダウンロードする場合

- ・アマチュア局の無線設備等の変更保証願書

<http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/henko.pdf>

- ・変更申請(届出)書

http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/henko_shinseisho.pdf

- ・無線局事項書及び工事設計書

http://www.jard.or.jp/hosho/contents/data/henko_jikousho_koujisekkeisho.pdf

Q. 「移動する局」から「移動しない局(200W以下の場合)」への申請はどうすれば良いですか？

A. 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)もしくは、お近くのアマチュア無線機器販売店で次の用紙を購入し、内容に従って手続きを行ってください。

商品名は「アマチュア局変更用紙一式」(税込み1,188円)。

JARL販売品 http://www.jarl.org/Japanese/9_Hanbai/sinsei.htm

Q. 144MHz帯でEME(月面反射)をやりたいのですが、200Wでの保証はできますか？

A. 空中線電力200Wの場合は、アマチュア局の保証の範囲が50MHz帯までです。

管轄の総合通信局へお尋ねください。

Q. 既に許可された100WのトランシーバーにRTTY装置を接続して申請を行いたいのですが、保証が必要ですか？

A. RTTYの諸元を確認してください。方式欄に「FSK」が記載されていれば、保証が必要となりま

す。「AFSK」のみであれば、保証は必要ありません。

※送信機のFSK端子にRTTYデータを接続する場合、送信機内の発振回路に接続されているためにアマチュア局の保証が必要となります。

また、送信機のAFSK端子にRTTYデータを接続する場合、送信機のオーディオ端子（マイク）に入力されるためアマチュア局の保証は不要となります。

Q. 技術基準適合証明機種の特設する際に、附属装置(RTTY、SSTV、パケット)を接続したいのですが、保証が必要ですか？

A. 技術基準適合証明機種もしくは工事設計認証機種に附属装置や付加装置(ブースタ、リニアアンプ、トランスバータなど)を接続した場合、技術基準適合証明機種の証明範囲を超えるため、保証が必要となります。

■ 電子申請

Q. 電子証明書方式と電子申請・届出システム Lite の違いを教えてください。

A. 電子証明書方式は、事前に政府認証基盤(GPKI)と相互認証された認証機関から発行された電子証明書を取得しなければなりません。また、その電子証明書を利用するためのICカードリーダーが必要となります。

電子証明書は市区町村窓口において取得可能で、住民基本台帳カード内に記録されます。

保存された電子申請ファイルの拡張子は「.xml」です。

一方、電子申請・届出システム Lite は、総務省電波利用電子申請・届出システム Lite (<http://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html>) の新規ユーザー登録の手続きを行うと、管轄の総合通信局からID及びパスワードが記載されたハガキが送られてきますので、そのIDとパスワードを使って手続きを行うものです。

Q. 変調方式欄の入力方法がわかりません。

A. 次の例のとおり入力してください。

なお、附属装置による電波の型式F1B、F1D、F2D、F3Fなどはこの欄に入力の必要はありません。

(例)

変調方式			
選択	電波の型式 (半角英数字5文字以内) 参考: 入力形式	変調方式(必須)	変調方式 備考 (全角40文字以内)
<input checked="" type="checkbox"/>	J8E	SSB	
<input checked="" type="checkbox"/>	A8E	上記以外の振幅変調	低電力変調
<input checked="" type="checkbox"/>	F3E	上記以外の周波数変調	リアクタンス変調
<input type="checkbox"/>		無変調	
<input type="checkbox"/>		無変調	

■ その他

Q. 3アマの資格を持っています。100W/50W切替えスイッチのあるトランシーバーで50Wの開局（または変更）申請はできますか？

A. 資格の操作範囲を超えるため、スイッチを50W側に切替えただけでは、申請をすることは出来ません。

トランシーバー本体の一部を改造していただく必要があるため、無線機メーカーもしくは日本アマチュア無線機器工業界（JAIA）専門会員の店舗（<http://www.jaia.or.jp/omise/>）にご相談してください。

※個人で改造を行う場合

100W/50Wの切替えスイッチを50W側に切替え、エポキシ系の接着剤などで固定する措置を行ってください。

その場合に、提出していただく資料は次のとおりです。

- ・改造箇所の改造前と改造後がはっきりと判る写真
- ・改造措置の方法を説明した書面
- ・改造後の送信機系統図

Q. 無線局免許状を紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか？

A. 無線局免許状の有効期間が期限内であれば、再交付の手続きを行うことができます。

再交付の用紙はこちらからダウンロード出来ます。免許状の再交付手数料は、収入印紙で1,300円が必要です。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/ama/dl/saikoufu.pdf>

（注）この用紙の宛先は、関東総合通信局長となっていますので、他のエリアの方は訂正されるか該当する地域の総合通信局のホームページ内を検索してみてください。